

所得税
の申告と所得税の納税は
事業税
2月16日～3月15日まで
住民税

ことしも所得税、事業税、住民税の申告と納税の時期が近づいてきました。それぞれの申告書の提出期限は3月15日までです。毎年期間間近になると税務署や役場税務課の窓口が混雑しますので、申告の相談や、提出のためにおいでになる方はなるべく3月10日頃までにおいでください。

税金のしおり

早めに税の申告を

一、所得税の申告は必ず同封の申告用紙を使い、氏名には「フリガナ」をつけて下さい。
二、申告書は同封の「確定申告の手引」「申告書の書き方」等をよく読んでから正確に所得を計算し自分で書いてください。
三、所得税の還付をうけるための申告は、2月15日以前でも受け付けていますから早めに提出してください。早く申告書を提出された方には早く税金がかえります。
◎住民税、事業税の申告について
所得税の確定申告を提出するかたは、住民税や事業税の申告書は提

出する必要はありませんが、申告書一面の「四十八年一月一日の住所」欄と住民税、事業税に関する事項欄を必ず記入してください。住民税や事業税の申告書は光町役場へ提出してください。

◎所得税の納税について
一、所得税の納税は同封の納付書を使用し郵便局等へ払込んでください。尚口座振替を利用している方は同封の納付書を申告書に添えて税務署に提出してください。
二、所得税を3月15日までに完納できない事情があるかたは5月31

から午後四時
二、場所 八日市場市民館

◇47年中に財産の贈与を受けられた方へ◇

昨年中に四十万円（前年または前々年に同じ人から二十万円をこえる贈与を受けているときは二十万円）をこえる贈与を受けた人は、二月一日から三月十五日までの間に銚子税務署へ贈与税の申告と納税をする必要があります。

日までの延納制度がありますから税務署にご相談ください。
◎住民税、事業税の納税について
住民税、事業税の納税は、後日「納税通知書」により納付する金額や納期限を通知しますからこれにより納付してください。
◎所得税、住民税、事業税の申告説明会について
一、日時 二月十五日午後一時から四時
二、場所 八日市場市民館
◎申告書の受付および納税相談
一、日時 二月二十六日～二十八日午前九時三〇分

◇税の相談はお気軽に◇

税金について知りたいことはもちろん、不平、不満や疑問のあるときは、気軽に税務署に出かけて相談されるのが最もよい方法です。税務署の相談体制も年々拡充され所得税をはじめ、法人税、相続税贈与税などそれぞれの相談に応じる専門官がおかれています。相談は匿名でも、電話でも、文書でもできます。また、特に毎月五日の日・五日、十五日、二十五日を「税の相談日」と定めて納税者の方のおいでをお待ちしています。税の相談は税務署だけでなく、国税局にも税務相談室や、テレフォンサービスがありますのでお気軽にご利用ください。東京国税局
税務相談室（二一六）六八一—
テレフォンサービスセンター
（二一三）八〇〇—一—三

年金豆辞典

〔母子年金〕

妻が国民年金の被保険者として、一定の期間以上の保険料を納めている場合に、夫が死亡したとき支給されます。この場合、一八才未満の子供と生活していることが条件で年金額は一〇〇、八〇〇円になり、子供が二人以上いるときは、二人目から一人について四、八〇〇円が加えられます。

保険料の納め忘れがあると年金を受けられなくなりから、未納しないよう心がけましょう。

また、祖母が幼ない孫を、あるいは姉が弟妹を扶養している場合は準母子年金として母子と同額の年金が支給されます。

二月の行事予定

- 四日 少年剣道大会 光中学校
- 十五日 定例農業委員会 役場
- 十八日 第六回町内駅伝大会
- 二十二日 春季防火パレード
- 二十五日 少年のつどい大会 光中学校

老人医療受給者証を

お持ちの方に!!

お医者さんで診察を受ける場合受給者証だけで保険証を持って行かない方が多く事務手続に大変困っております。お医者さんに診察を受ける場合は必ず受給者証と保険証も一緒に持参しましょう。